

SNS型投資詐欺事件の発生について

1 認知

令和7年4月18日（金）

2 発生日時

令和7年1月16日（木）から同月20日（月）までの間

3 被害品

現金 125万円

4 被害者

橋本市内居住 30歳代 女性

5 状況

被害者は、令和7年1月16日、インターネットでお金を稼ぐ方法を検索していたところ、「ブラック案件ではございません。着金まで2, 3週間かかりますが500万円以上になります。」などと書かれた投稿を見つけました。

被害者が、この投稿に対してメッセージを送ったところ、相手側から、「公庫案件となります。ヤミ金の顧客の名前を使って金融公庫の融資を受けるための申請をします。金融公庫からの融資は貴方に振り込まれるので初期費用のご負担をお願いしています。」などと言われ、これに応じ、初期費用として、相手側から指定された口座に現金11万円を振り込みました。

さらに被害者は、相手側に、投資信託をしたいことを相談したところ、相手側から、「私たちのグループでFXの自動売買ができるシステムを作りました。自動売買ができる口座にお金を振り込めば、勝手にお金が増えていきます。」などと言われ、相手側から指定された口座に、5回にわたり、合計114万円を振り込みました。

その後、インターネット上で、今回の話が詐欺であるというメッセージを見つけたことから詐欺被害に遭ったことに気がつき、当署に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

有名人を騙って「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、見知らぬ人から「友達申請」や「必ず儲かる」、「電子マネーを買って番号を教えてください」、「キャッシュカードを渡して」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。

